

## 住民監査請求の手引（金沢市監査事務局）

### 1 住民監査請求ってなんですか。

住民監査請求は、金沢市民の方が、市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。（地方自治法第242条）

### 2 どのような場合に、監査請求ができるのですか。

監査請求をすることができるのは、次に掲げるような金沢市の財務会計上の行為がある場合です。

#### (1) 違法又は不当な

- ア 公金（金沢市の管理に属する現金など）の支出
- イ 財産（土地、建物、物品など）の取得、管理、処分
- ウ 契約（購入、工事請負など）の締結、履行
- エ 債務その他の義務の負担（借入れなど）

#### (2) 違法又は不当に

- ア 公金の賦課、徴収を怠る事実
- イ 財産の管理を怠る事実

#### (3) 上記(1)の行為が行われることが相当の確実さをもって予測される場合

なお、上記行為のあった日又は終わった日から1年を経過したとき（(2)を除く。）には、正当な理由がない限り住民監査請求をすることはできません。

### 3 誰がどのようにして監査請求をするのですか。

- (1) 監査請求できる方は、金沢市に住所を有する方（個人又は法人）です。
- (2) 監査請求をすることがらについて、次のページのような書面を作成して申し出ることになっています。
- (3) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書面を添付することが必要です。新聞記事の切抜き、写真なども事実を証明する書面となります。
- (4) 請求書は、直接持参するか又は郵送してください。

### 4 請求書はどのように作成したらよいのでしょうか。

請求書の様式及び記入内容は、次のとおりです。

(請求書の様式及び記入内容)

## 金沢市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員)に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

- ・だれが
- ・いつ、どのような財務会計上の行為をおこなっているのか
- ・その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- ・その行為により、どのような損害が生じているのか
- ・どのような措置を請求するのか

### 2 請求者

- ・住所
- ・氏名 (自署)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

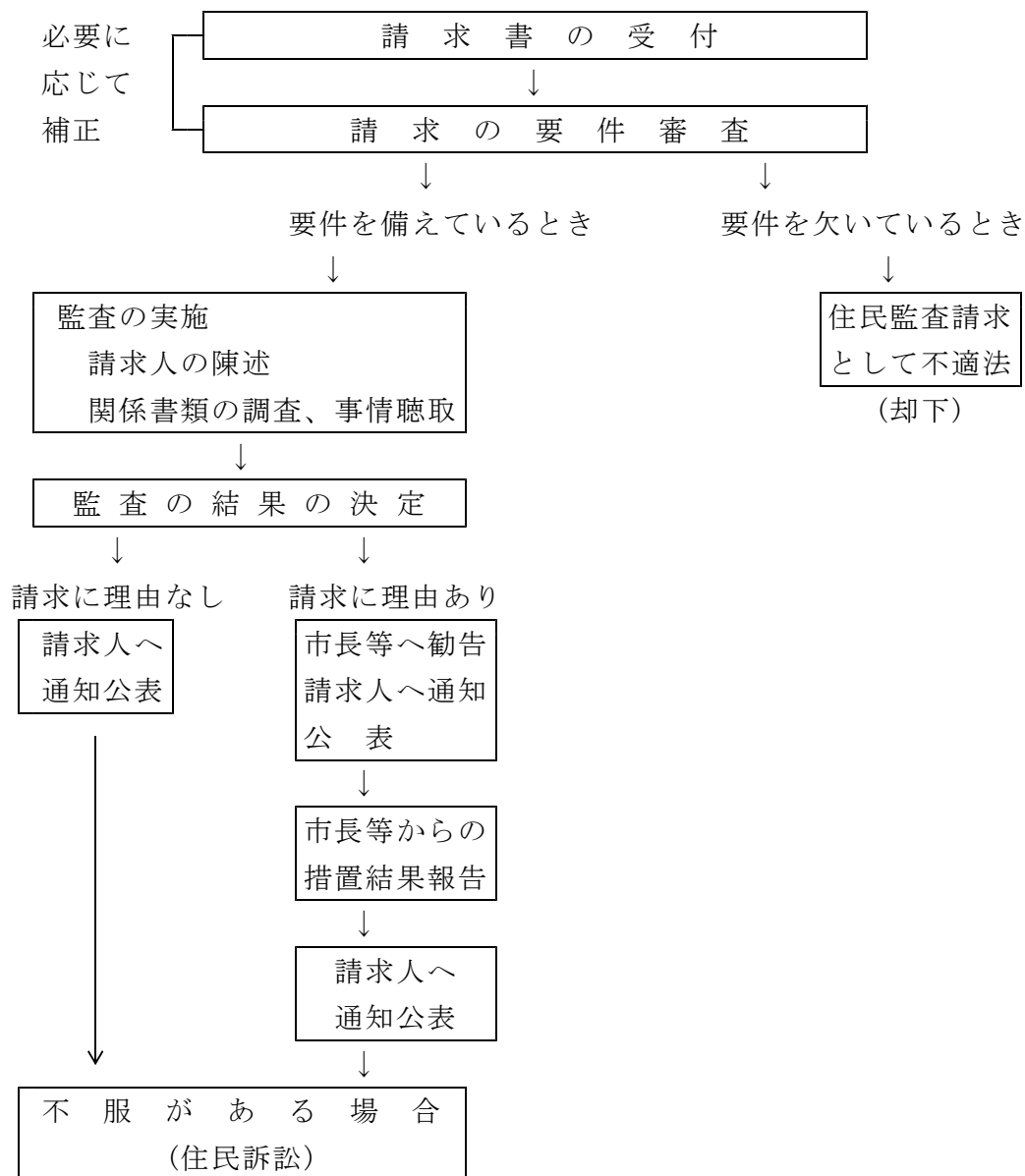
金沢市監査委員 (あて)

(注1) 事実証明書は任意の様式で結構ですが、請求に係る事項が数項目にわたるときは、その全部について事実を証してください。

(注2) 氏名は自署してください。

(注3) 縦書きでも差し支えありません。

## 5 請求書提出以降の流れ



(注) 住民訴訟については、出訴期間が定められています。

ア 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から30日以内

イ 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合は、当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内

ウ 監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合は、当該60日を経過した日から30日以内

エ 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内

## 6 住民監査請求についてのお問い合わせ先

金沢市監査事務局 電話 076 (220) 2453